

STOP! 違反転用!

農地転用には 許可・届出が必要です



愛媛県 ダークみきゃん

- 農地は無断で転用できません。
- 農地の所有者を含め、違反転用者には、
厳しい措置がとられることがあります。
《3年以下の懲役、または300万円（法人は1億円）以下の罰金》

- 違反転用とは、農地法の許可を受けずに農地を農地以外のものにする（転用する）こと等をいいます。
- 農地の転用手続きについては、地元の農業委員会にお問い合わせください。